

【日経 TEST 受験 企業・団体試験（筆記試験）にあたっての注意事項】

公正な試験を行い、不正を防止するため、受験中は、常時監視を行います。受験中に不正行為を行ったことが判明した場合、或いは、不正と疑わしい行為が判明した場合は失格（もしくは受験中止）となります。

なお、法人にて団体申込をする場合は、これらの注意事項および禁止事項について、あらかじめ受験者の同意を得ていることを前提とします。

- 受験の待機開始から受験終了までの間、試験監督官の指示に従って受験をしてください。注意事項・禁止事項ならびに試験監督官の指示に従わない場合はすぐに退場させ、答案は無効となります。また、不正行為が発覚した場合は、以後の受験をお断りする場合があります。
- 受験上の配慮が必要な方は事前に配慮申請をお願いします。
 - ご病気などの止むを得ない事情により席を離れる必要がある場合、また、試験時間中に指定のお薬などを飲む必要がある場合は予め届け出てください。なお、これらの場合、診断書が必要になる場合があります。
- 受験後、成績表は申込みいただいた法人または団体宛に提供します。
- 次に掲げる事由が確認できた場合（事由の存在が疑われる行為が確認できた場合も含みます）は、失格となります。

【禁止事項】

① 本人以外による受験

- ・ 受験者本人以外が受験した場合
- ・ 受験登録者以外の者が受験した場合
- ・ 受験中、受験者が入れ替わった場合
- ・ 受験中に席を離れた場合
- ・ 受験中、受験者本人の受験確認および不正行為の検証ができない場合

② カンニング等の不正行為

- ・ カンニング行為
- ・ サングラスなど、目を隠すようなものを着用した場合
- ・ ヘッドフォン、イヤフォンを装着する、または疑われる行為を行った場合
- ・ 受験中に他人に話しかけた場合（挨拶や短いやり取りなど内容に関わらず、他人に話しかけることは禁止）
- ・ 受験中に携帯電話及びその他の電子機器を使用した場合
- ・ 受験者の目に触れる位置に、試験内容に関連する掲示物が貼付又は置いてあった場合
- ・ 受験中飲食した場合
- ・ 受験中に喫煙した場合
- ・ ノートやペンなどの筆記用具を机の上など手の届く範囲に置いていた場合
- ・ その他、不正行為が行われていると疑われる行為を行った場合

③ 試験内容の保存および保存したとみなされる行為

- ・テストの問題冊子や解答用紙を持ち出す、または持ち帰る等の行為（持ち帰ろうとする行為を含む）
- ・ビデオやカメラ等で撮影する
- ・メモを取る
- ・口述して録音する
- ・その他何らかの手段により保存・記録をしようとするすべての行為

④ 試験内容の漏洩および漏洩したとみなされる行為

- ・テストに関わるすべての情報を対象に、その一部でも、第三者に開示する行為
- ・紙・メモ・写真・動画・インターネット上のアプリケーションなどの媒体を通じて、第三者が閲覧可能な状態、もしくは内容を類推できる状態にすること
- ・口頭での発話・録音などを通じて、第三者が問題の内容を知りえる状態または類推できる状態にすること
（例）「●●の問題は難しかった」など出題内容を類推させうる書き込みを SNS ですること（日経 TEST を受験した事実を書き込むこと自体は問題ない）。

⑤ 試験監督官の指示に従わない行為

⑥ その他、上記に準じるすべての行為

● その他

- 試験中はいかなる理由においても試験時間を延長したり、一時的に止めたりすることはできません。
- 試験中に受験状況を試験監督官が確認する場合がありますが、その確認に要した時間を追加の試験時間として補填することはありません。
- 試験中は、問題文を読み上げるなどの音声を発することは禁止となります。

2023年2月3日

日本経済新聞社